

農業所得収支計算 Q & A

平成 18 年 2 月の確定申告から、農業所得はすべて収支計算によって申告していただくこととなります。「収支内訳書」を作成していただき、農業所得の金額を計算する必要があります。よくいただくご質問とその回答をまとめました。

※ 営農組合、農事組合法人等に関することは、組織によって経理の仕方も異なるため、ここでは取り上げていません。個別にご相談ください。

収入に関すること

Q 1. 保有米についての単価の出し方は？

A 1. 通常他に販売する価額により、収入金額に計上することになります。

Q 2. 過年度産米の精算金が今年に入ってから入金された場合は？

A 2. 過年度産米精算金等は、各々の年度では確定していないため、入金があった年の収入としてください。

Q 3. すべて農協に出荷して、食べる分は他から購入している場合の計上の仕方は？

A 3. 農協に出荷した分は収入になり、購入した分は収入にも経費にも含められません。

Q 4. 縁故米について…親類の方に農業を手伝ってもらった場合に支払った米はどうなりますか？その時、領収書をもらう必要はありますか？

A 4. 労働力の対価として米で支払う場合は、縁故米ではなく事業用として消費した農産物とみなし、収入計上が必要です。一方、雇人費として必要経費計上もします。その際、領収書はあったほうがいいのですが、最低限、支払先の方の住所及び氏名はきちんと記録しておく必要があります。

Q 5. 出荷せず、親戚へ安価で販売しているほかは飯米のみです。この場合は申告しなくてもいいですか？

A 5. 相手が親戚でも販売している場合は申告が必要です。安価で販売していても、その価額が通常他に販売する価額の 7 割以下の場合は、通常他に販売する価額で計上する必要があります。) また、この場合の飯米については、通常他に販売する価額で計上します。

Q 6. 農産物の期首、期末の棚卸高の見方について

A 6. 各年産毎に価額が異なりますので、それぞれの年の価額で在庫計上します。(〇年産のものそれぞれどれだけあるかを記録しておく必要があります。)

Q 7. 中山間地の交付金については、どのように計上すればよいですか？

A 7. 個人配分分と共同取組活動分の合計額は、集落協定の代表者に交付された日の属する年分の農業所得の雑収入として計上することになります。（ただ、集落ごとに取り扱いが異なる場合もありますので、その時は個別にご相談ください。）

Q 8. 地区とも補償の金額も収入になりますか？転作奨励金は？

A 8. 原則は農業の雑収入ですが、国からの産地づくり対策交付金（平成 16 年までの転作奨励金）については、特別の法律が毎年可決され、一時所得となっていました。17 年分については今後の立法によるものと思われます。

支出に関すること

Q 9. 田んぼを購入して農業を始めたが、その購入費用は経費として計上できますか？

A 9. 田の購入費用については経費計上できませんが、不動産取得税、固定資産税は経費計上できます。（土地については減価償却できません）

Q10. 1月から12月までの収支について計算することになっていますが、麦の場合は2年にわたって栽培します。この場合の必要経費等の計算の仕方は？

A 10. その年に収穫された麦の生産に係る経費を計算することになりますので、17年産麦の場合、16年秋から作業が始まっているので、その経費を17年分の経費として計算することになります。（17年秋の経費については、18年分の経費として計算）

Q11. 伝票の日付が今年のものならすべて経費にできますか？

A 11. 17年の日付のものでも、16年の未払いの経費等の支払いに対する領収書もありますので、日付だけで判断しないでください。

Q12. 雇人費はどのように計算すればいいですか？

A 12. 雇人費については特に労働単価は設けられていません。両者間で決めてください。支払いを受ける方の収入金額となりますのでご注意ください。

Q13. 手伝ってもらった労賃の代わりに、米で現物支給しています。その場合の計上は？

A 13. 収入としては事業用に消費した農産物として計上し、必要経費としては雇人費で計上することができます。

Q14. 人に作業のお手伝いをお願いして、その見返りとして、現金や米ではなく、飲み屋でご馳走したり、酒をふるまったりしていますが、これも経費に計上できますか？

A 14. 飲食代は、農業の遂行上必要な経費とは認められないものと思われます。なお、雇人費として現金や保有米で支払う分については必要経費に計上できます。

Q15. 自分に対する労賃は経費にできないのですか？

A15. 所得税法第37条に規定されている、直接要した費用の額には、自己の労力（費用）は含まれません。

Q16. 農業割合については、あくまで自己申告で認められますか？

A16. 一年間の使用状況（使用時間、使用距離、使用面積等）に基づいて明確な区分と割合を算出していただく必要があります。

Q17. 電力で基本料金のみ（使用料ゼロ）の月がある場合、どのように計上するのですか？

A17. 年間通じての合計額を出していただき、実際に農業に使用した割合を合理的に算出して計上してください。

Q18. 農業共済の掛金（軽トラック）についても農業割合を出すのですか？

A18. 農業以外にも使用することがある場合は、あくまで農業に使用した割合のみが必要経費の対象になります。

Q19. 田植えを作業委託している場合、種苗費や資材費は項目に分けて計上すべきですか？

A19. 一括して作業委託費として計上してもいいですし、資料等で各科目に分けられる場合は分けて計上していただければいいと思われます。

Q20. 作業委託費を口座振替で支払っている場合、明細が分からなくなりますが…。

A20. 領収書などの資料を残しておいていただきたいのですが、止むを得ない場合は、通帳に明細を記入しておく必要があります。

Q21. 農業用に使用していたビニールハウスの解体費用については経費にできますか？

A21. 経費にすることができます。

Q22. 交際費はどこまで経費に計上できますか？（例えば、集落の転作協議会等で研修と称して温泉旅行に行く場合）

A22. 原則、農業を行う上で必要不可欠と考えられる部分のみを経費計上していただくこととなります。例の場合、実際に農業研修を行ったのであれば、その研修の性格、目的等から見て、それへの出席が専ら農業の遂行上必要なものであり、しかもその金額がその出席のために通常必要と認められる程度のものであれば必要経費として差し支えないものと思われます。

Q23. 無人精米機は領収書や明細が出てこないが、どのように経費計上すべき？

A23. 販売用に無人精米機で精米する場合は、領収書や明細がなくても、実費相当額を帳簿に記帳の上、経費計上できます。（自家消費分の精米費用は経費計上できません。）

Q24. 土地改良事業の賦課金のうち、永久資産取得費対応部分とはどのようなものですか？

A24. 土地改良施設の敷地等の土地の取得費及び農用地の整理造成に要した金額を言います。目安として10a当たり10,000円未満の賦課金であれば、全額経費計上できますが、それを超える場合は、内訳を土地改良区に確認する必要があります。

その他に関すること

Q25. 田んぼをすべて預けている場合は、小作料収入を不動産所得の収入として計上するということですが、少額であっても必要ですか？

A25. 金額に関係なく、小作料が発生する場合は不動産所得の収入金額となります。

Q26. 田をすべて預けているので小作料収入を不動産所得で計上することになりますが、その場合の必要経費として、土地改良区賦課金や用水費や固定資産税を含めてもいいですか？

A26. 小作料収入のもととなる田の分に係るものは計上できます。

Q27. 申告の際、領収書などは提出しなくてはいけないのですか？

A27. 収支内訳書を提出していただきますので、領収書等は添付する必要はありません。

Q28. 領収書はコピーだけ残っていてもいいですか？

A28. コピーでも結構です。

お問合せ先 砺波市役所 税務課市民税係 TEL 33-1111(内線 112)